

- 【表紙】
- 【提出書類】 訂正発行登録書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成30年6月19日
- 【会社名】 クレディ・アグリコル・エス・エー
(Crédit Agricole S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 最高経営責任者代理
グザヴィエ・ミュスカ
(Xavier MUSCA, Deputy Chief Executive Officer)
- 【本店の所在の場所】 フランス、セデックス、モンルージュ、92127、
合衆国広場 12番地
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03-6775-1000
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 阿川 淳子
弁護士 佐賀 洋之
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03-6775-1346
- 【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債
- 【発行登録書の内容】
- | | |
|----------------|------------------|
| 提出日 | 平成30年4月6日 |
| 効力発生日 | 平成30年4月14日 |
| 有効期限 | 平成32年4月13日 |
| 発行登録番号 | 30 - 外1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 5,000億円 |
| 発行可能額 | 413,000,000,000円 |
- 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年6月19日（提出日）である。
- 【提出理由】 発行登録書の証券情報の記載事項を追加し、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

(以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。)

<「クレディ・アグリコル・エス・エー第6回円貨社債(劣後特約付)(2018)」に関する情報>

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、本社債(以下に定義する。)を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー(以下「発行会社」という。)が発行する予定のクレディ・アグリコル・エス・エー第6回円貨社債(劣後特約付)(2018)(以下「本社債」という。)についての記載がなされている。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書(その後の訂正を含む。)に既に記載されている場合は、省略される。

1 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債(劣後特約付)(2018)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	(未定)(注3)
各社債の金額	2百万円	発行価額の総額	(未定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	年(未定)% (年1.020%以上2.020%以下を 仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年1月12日 および7月12日	償還期限	2028年7月12日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2018年6月28日から2018年7 月11日まで(注4)	払込期日	2018年7月12日(注5)
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内における本店、各支店および各営業部店ならびに下記 (注6)記載の金融商品取引業者、金融機関および金融商品仲介業者の営業所また は事務所		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項

については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール投資家（日本）ターゲット市場**

(a)第2次金融商品市場指令(欧州連合の指令第2014/65/EU号)、(b)第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令(EU)2017/593第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2018年2月5日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第18号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i)本社債のターゲット市場は、欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本のリテール顧客（ただし、リテール顧客に関しては、情報を有する投資家または上級投資家（以下に定義する。）と考えられる十分な知識および経験を有するものとする。）に限定され、販売管轄において適用ある証券法および規則に従い、(ii)適格取引先およびプロ顧客に対する本社債の販売チャンネルの全ては適切であり、ならびに(iii)リテール顧客に対する本社債の販売チャンネル（投資アドバイスおよびポートフォリオ・マネジメント（第2次金融商品市場指令に定義される。））は適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

本（注2）の目的上、

「情報を有する投資家」とは、1つ以上の下記の特性を有する投資家を意味する。

- ・ 本社債のような社債に関する平均的な知識（情報を有する投資家は発行開示書類に基づく情報を用いた投資判断を行うことができ、当該書類のみに表示された特定のリスクファクターに関する知識および理解を有する。）
- ・ ある程度の金融業界の経験

「上級投資家」とは、1つ以上の下記の特性を有する投資家を意味する。

- ・ 本社債のような社債に関する豊富な知識
- ・ 金融業界の経験

(注3) 本社債に関する未定の事項は、需要状況を勘案した上で、2018年6月下旬頃に決定される予定である。本社債の利率は、上記の仮条件により需要状況を勘案した上で決定される予定である。なお、最終的な利率は仮条件の範囲内に収まらない可能性がある。

(注4) 申込期間は、需要状況を勘案して最大1週間繰り下げまたは変更される可能性がある。

(注5) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 引受人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の募集の取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日になされたものとみなされ、異なる日に刊行される場合、最初の刊行日になされたものとみなされる。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって事務代理人（下記「発行代理人・支払代理人兼事務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。本社債の要項（以下「社債の要項」という。）の規定に基づいて行うべき公告は、社債管理者（下記「社債管理者とその職務」に定義する。）が本社債権者の利益保護のために必要でないとはみなす場合には、これを行うことを要しない。

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	(未定)	本社債の発行総額は、発行会社と主幹事会社との間で2018年6月下旬に調印される元引受契約に従い、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受の条件は未定である。

社債管理者とその職務

社債管理者の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する社債管理者（以下「社債管理者」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。

社債管理者は、本社債権者のために本社債の元金および利息の支払いを受け、または本社債に基づく本社債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限および義務を有する。社債管理者は、社債の要項および本社債に関する発行会社と社債管理者との間の2018年（未定）月（未定）日付管理委託契約証書（以下「管理委託契約」という。）に定める義務を履行し職務を行う。管理委託契約は本社債権者を受益者とする、民法第537条に基づく第三者のためにする契約であり、本社債権者は、社債管理者に対して反対の意思表示をしない限り、本社債権者となることによって受益者として受益の意思表示をしたものとみなされる。

社債管理者は、本社債に基づく本社債権者の権利の実現を保全するために必要と認める場合には、下記「社債権者集会」の手続によらずに、すべての本社債権者の利益のために、社債管理者が適当と認める弁護士を選任し、社債管理者の代理人として裁判上または裁判外の行為を行うことを委任することができる。ただし、社債管理者の利益と本社債権者の利益が相反する場合には、社債管理者は、本社債権者の利益と相反しない形で弁護士の選任その他適切な措置をとる。

社債管理者は、本社債権者のために公平かつ誠実に社債の要項に定める社債管理者の権限を行使し、義務を履行する。社債管理者は、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって社債の要項に定める社債管理者の権限を行使し、義務を履行する。

管理委託契約に定める社債管理者の権限および義務に関するすべての規定ならびに社債管理者によるその行使および履行の法的効果は、本社債権者の利益のために、すべての本社債権者に及ぶ。

社債の要項が添付される管理委託契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで社債管理者の本店に備置され、社債管理者の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

社債管理者が社債の要項または管理委託契約に定める義務および職務を十分に果たしえないかまたは十分に果たしえないとみなされる場合には、発行会社は後任の社債管理者を選任する。かかる場合、発行会社は、上記「公告の方法」に従いその旨を事前に本社債権者に対して公告する。ただし、従前の社債管理者は、後任の社債管理者が有効に選任されるまで在職する。後任の社債管理者は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の社債管理者の地位を承継し、前任の社債管理者と代替し、あたかも社債の要項および管理委託契約において社債管理者として記載されていたのと同様に、社債の要項および管理委託契約に定める社債管理者の義務を履行し職務を行う。本段落は、選任された後任の社債管理者についても同様とする。

社債管理者は、発行会社の同意および社債権者集会に出席した本社債権者の議決権の過半数による決議をもって付与される本社債権者の承認を得ていつでも辞任することができる。かかる場合、社債管理者は、後任の社債管理者をあらかじめ選任し、かかる後任の社債管理者は管理委託契約上の社債管理者の地位を承継する。ただし、従前の社債管理者は、後任の社債管理者が有効に選任されるまで在職する。かかる場合、発行会社は、上記「公告の方法」に従いその旨を事前に本社債権者に対して公告する。後任の社債管理者は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の社債管理者の地位を承継し、前任の社債管理者と代替し、あたかも社債の要項および管理委託契約において社債管理者として記載されていたのと同様に、社債の要項および管理委託契約に定める社債管理者の義務を履行し職務を行う。本段落は、選任された後任の社債管理者についても同様とする。

発行代理人・支払代理人兼事務代理人とその職務

発行代理人、支払代理人兼事務代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の振替機関業務規程等に基づく発行代理人（以下「発行代理人」という。）、振替機関業務規程等に基づく支払代理人（以下「支払代理人」という。）および事務代理人（以下「事務代理人」という。）（これらの3つの資格において行為する発行会社の代理人を、以下「発行代理人・支払代理人兼事務代理人」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、社債の要項、発行会社と発行代理人・支払代理人兼事務代理人との間の2018年（未定）月（未定）日付の事務委託契約証書（以下「事務委託契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された事務委託契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、発行代理人・支払代理人兼事務代理人の本店に備置され、発行代理人・支払代理人兼事務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、発行代理人・支払代理人兼事務代理人を随時変更することができる。ただし、発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、後任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、発行代理人・支払代理人兼事務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

後任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および事務委託契約において発行代理人・支払代理人兼事務代理人として記載されていたのと同様に、前任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人の地位を承継し、前任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人と代替し、社債の要項、事務委託契約および振替機関業務規程等に定める発行代理人・支払代理人兼事務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対して発行代理人・支払代理人兼事務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人を選任し（ただし、かかる後任の発行代理人・支払代理人兼事務代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

本社債の利息は2018年7月13日（その日を含む。）から2028年7月12日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。）、毎年1月12日および7月12日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「第1-1 利率」に定める利率による未払いの経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は事務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (4) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年7月12日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次回の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令に

よって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の四段落後に定めるように証明書を社債管理者に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、本社債に基づく利息の支払い関連の税制が変更され、当該変更の結果、本社債に基づき発行会社により支払われる税控除の対象となる利息分が減額される場合（以下「税控除事由」という。）には、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、発行会社が、税控除事由を生じさせる、税控除可能額の減額による影響を受けることなく利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前であってはならないものとする。

発行会社は、上述した変更が重要であり、かつ本社債の発行時点において合理的に予測可能ではなかったことを発行会社が関連規制当局（下記「本社債の地位」に定義する。）に示しその同意を得ていない限り、本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく通知を行わない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は社債管理者に対して、発行会社の適宜に授權された役員1名が署名し、(i)(x)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかもしくは負うこととなる旨、または(y)税控除事由が発生するかもしくは発生することとなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日ならびに(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」および下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに社債管理者に交付され、社債管理者は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要 - (4) 支払い」の第2段落に定義する。以下同じ。）とし、かかる社債管理者に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より社債管理者に対して交付されたかかる証明書は、(i)社債管理者が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで社債管理者の本店に備置され、(ii)社債管理者の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

社債の要項において、

「税務事由」とは源泉徴収税務事由、グロスアップ事由または税控除事由を意味する。

(3) 資本事由が発生した場合の償還

資本事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って）、上記「公告の方法」に従い本社債権者に45日以内30日以上との事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることを条件として、いつでも、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、資本事由が発生した旨または償還期日後90日以内に資本事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の15営業日以上前に社債管理者に交付し、当該写しを社債管理者の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より社債管理者に対して交付されたかかる証明書は、(i)社債管理者が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで社債管理者の本店に備置され、(ii)社債管理者の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

社債の要項において、

「資本事由」とは、Tier2資本（下記「本社債の地位」に定義する。）から本社債の全部または一部が除外されることとなる、本社債の発行日時点において合理的に予測可能でなかった、本社債の規制区分の変更を意味する。

(4) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により、本社債の発行日から5年後の応当日以降随時（ただし、下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って）適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または本「償還の方法 - (4) 買入れおよび消却 - (b)」に従って消却することができる。

上記にかかわらず、発行会社またはその代理人は、(a)関連規制当局の書面による事前承認が取得されること、かつ(b)買入れる本社債の元金の合計額が(x)本社債の当初元金総額の10%または(y)発行会社の未償還のTier2資本（その時々において適用ある銀行規制（下記「本社債の地位」に定義する。）に基づき算出されるか、または、その他のいかなる場合においても、適用法令によりその時々において授權され、（必要があれば）関連規制当局の事前の同意を条件とする。）の3%のいずれか少ない方を超えないことを条件にマーケットメイクを目的として本社債を随時買入れる権利を有する。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（本「償還の方法 - (4) 買入れおよび消却 - (a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従う。）。

(5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件

本社債は、(i)償還、買戻しまたは消却が適用あるMREL/TLAC規制(下記「本社債の地位」に定義する。)および/または適用ある銀行規制により禁じられておらず、かつ(必要があれば)関連規制当局および/または関連破綻処理当局(下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換 - (b)」に定義する。)の事前の同意がある場合、ならびに()関連規制当局が償還、買入れまたは消却(適用規定による。)に対して事前の書面による承認を与えた場合に限り、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (4) 買入れおよび消却」に従って(場合による。)、償還、買入れ、または消却(適用規定による。)することができる。この点について、EU資本要求規則(以下に定義する。)第78条は、関連規制当局が本社債の償還または買入れの許可を与えるのは、本社債について(適用規定により)、以下のいずれかの要件が充足されることが条件であると定めている。

- (a) 本社債の当該償還または買入れ時またはそれに先立って、発行会社の収益力上持続可能な本社債と同質以上の条件のTier2資本として適格な金融商品により本社債を代替すること。
- (b) 当該償還または買入れ後において、発行会社のTier1資本およびTier2資本が、金融機関の適切な資本水準を関連規制当局が決定する上で、CRD IV(以下に定義する。)に定める基準に基づき関連規制当局が必要と考えるマージンをもってCRD IVのもとで要求される自己資本比率を超過していることを、発行会社が関連規制当局に示しその同意を得ていること。

社債の要項において、

「CRD IV」とは、(i)EU資本要求指令および(ii)EU資本要求規則を総称したものを意味する。

「EU資本要求指令」とは、2013年6月27日付欧州連合官報に公表された2013年6月26日付の金融機関の活動ならびに金融機関および投資会社の健全性監督に対するアクセスに関する欧州議会および欧州理事会指令(2013/36/EU号)(その後の改正または置き換えを含む。)を意味する。

「EU資本要求規則」とは、2013年6月27日付欧州連合官報に公表された2013年6月26日付の金融機関および投資会社の適正資本要件に関する欧州議会および欧州理事会規則(2013/575号)(その後の改正または置き換えを含む。)を意味する。

担 保

本社債はいかなる担保あるいは保証も付されていない。

本社債の地位

本社債は、フランス商法典(*Code de commerce*)第L.228 - 97条の規定に基づき発行された劣後社債(フランス法上の債務(*obligations*))を構成する。)である。

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務である。また、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間で優先されることなく同順位であり、
- (b) (i)発行会社のTier2資本を構成する発行会社の債務または資本性証券ならびに(ii)現在および将来における、本社債と同順位であるかまたは同順位とされている、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後のあらゆる他の債務と同順位であり、
- (c) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型融資(*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券(*titres participatifs*)および発行会社の超劣後債務(*engagements dits "super subordonnés"*または*engagements subordonnés de dernier rang*)に優先し、かつ

- (d) 本社債と同順位であるかもしくは同順位とされている、または本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている現在または将来における発行会社の債務を除く、すべての現在および将来における発行会社の無担保かつ非劣後債務（預金者に対する債務を含む）および劣後債務に劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所によって言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 本社債と同順位であるかもしくは同順位とされている、または本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている現在または将来における発行会社の債務を除き、すべての現在および将来における発行会社の無担保かつ非劣後債務（預金者に対する債務を含む。）および劣後債務に関する債権者に対する全支払いに劣後し、
- (b) かかる支払いが全額行われたことを条件に、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"*または*engagements subordonnés de dernier rang*）に優先する。

本社債と同順位であるかもしくは同順位とされている、または本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている現在または将来における発行会社の債務を除き、すべての現在および将来における発行会社の無担保かつ非劣後債務（預金者に対する債務を含む。）および、発行会社の劣後債務に対する支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は消滅する。

本社債についての発行会社の意図は、本社債が(i)自己資本規制上Tier2資本として扱われること、および(ii)適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上MREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）として扱われることである。ただし本社債がTier2資本の適格性を喪失した場合、および/またはMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもちや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響されない。ただし、資本事由が発生した場合には、発行会社は上記「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に従って本社債を償還することができる。

本社債に関する担保提供制限はない。

社債の要項において、

「適用ある銀行規制」とは、いかなる時においても、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「適用あるMREL/TLAC規制」とは、いかなる時においても、(i) MREL（以下に定義する。）ならびに(ii) FSB TLACタームシート（以下に定義する。）に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針をいう。(i) および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「FSB TLACタームシート」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の随時の改正を含む。）を意味する。

「MREL」とは、BRRD（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換 - (b)」）に定義する。）第45条（フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-44条により国内法制化）および2016年5月23日付欧

州委員会委任規則(EU)2016/1450に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」(またはこれを承継する基準)をいう。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従い、かつ、疑義を避けるために付言すると、適用あるMREL/TLAC規制により特定の種類の金融商品に適用されうる量的制限に関係なく、発行会社のMRELおよびTLACに算入可能な金融商品をいう。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

「Tier2資本」とは、発行会社のためにその時々適用ある銀行規制のもとでの補完的項目(Tier2)の構成要素として関連規制当局に扱われる資本を意味する。

財務上の特約

該当事項なし

社債権者集会

(1) (i)本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を社債管理者に対し社債管理者の本店において請求した場合(かかる本社債権者は社債管理者に対し振替機関または関連する口座管理機関(下記「摘要 - (4) 支払い」の第1段落に定義する。))により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。)を提示するものとする。)または(ii)社債管理者が社債権者集会の開催を必要と認めた場合、社債管理者は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が社債管理者により招集される場合、社債管理者は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行う。この場合、社債管理者はかかる公告の日より前に当該集会につき書面により発行会社に通知する。

発行会社はいつでも必要と認める場合には、社債権者集会の招集を行うことができる。社債権者集会が発行会社により招集される場合、発行会社は当該集会の開催日の少なくとも35日前までに当該集会の招集を書面により社債管理者に通知し、社債管理者はかかる通知を受領したときには、当該集会の開催日の少なくとも21日前までにその招集公告を行う。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、社債管理者が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を社債管理者に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者(以下「議決権者」という。)が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議(以下に定義する。)を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解(下記(b)に記載の事項を除く。)

- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授権される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）または社債権者集会の決議により指名および授権されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は社債管理者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (8) 疑義を避けるため付言すると、本社債における法定損失吸収権限の行使の効果（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換 - (a)」に定義する。）および法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換 - (a)」に定義する。）は、法定損失吸収権限（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換 - (b)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法及び管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、（フランス法に準拠し、フランス法に従って解釈される発行会社による本社債の発行に関する授権および上記「本社債の地位」を除き）すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

東京地方裁判所は、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の紛争を解決する非専属的裁判管轄を有するものとし、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の訴訟または法的手続は、東京地方裁判所に対して提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手續につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてクレディ・アグリコル銀行東京支店を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル15階に所在のクレディ・アグリコル銀行東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限ある

かかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、社債管理者に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法及び管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 法定の減額または転換

(a) 承認

本社債を取得することにより、各本社債権者（本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者（もしあれば）を含む。）は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

() 関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）（以下「本社債における法定損失吸収権限の行使の効果」という。）に服すること。

- ・ 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額
- ・ 本支払金額の全部または一部の、発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それにとまなう本社債権者に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債に基づく権利は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の実行により、発行会社またはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務に転換されるものとする。
- ・ 本社債の消却、および/または
- ・ 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）

() 社債の要項は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること（以下「法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正」という。）。

本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」において、「本支払金額」とは、本社債の未償還元金および本社債の未払いの経過利息をいう。

(b) 法定損失吸収権限

社債の要項において、「法定損失吸収権限」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会の指令第2014/59/EU号（その後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化に係る、フランス共和国の有効な法律、規制、規則または要件（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めるとともに規則(EU)1093/2010号を改正する2014年7月15日付の欧州議会および

欧州理事会規則(EU)806/2014号(その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。)、またはフランス法に基づく別の法令に基づくものを含むがこれに限定されない。)、ならびにいずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社(以下に定義する。)(もしくはその関連会社)の債務の(一部もしくは全部の)減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社(もしくはその関連会社)の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限を意味する(破綻処理手続開始後のペイルイン手法の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施、またはその他における措置の実施に関連しているかを問わない。)

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.613-34条第1項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構(*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)(以下「ACPR」という。)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、および/または、その時々において法定損失吸収権限を行使する権限を有し、または法定損失吸収権限の行使に参加する権限を有するその他の当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)を意味する。

(c) 利息およびその他の支払金額の残高の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループ企業に適用あるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが許される場合を除き、発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、支払いもなされないものとする。

(d) 債務不履行事由を構成しないこと

発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、本社債権者に対して救済(衡平法上の救済を含む。)(当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。)を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(e) 本社債権者への公告

関連破綻処理当局により本社債に関する法定損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、当該法定損失吸収権限の行使について、可能な限り速やかに書面により社債管理者に通知し、または社債管理者へ通知させるものとする。社債管理者は、行使された法定損失吸収権限について、上記「公告の方法」に従い発行会社に代わって本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告するものとする。発行会社がかかる通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定損失吸収権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また本「摘要 - (1) 法定の減額または転換 - (a)」および同「(b)」に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(f) 社債管理者の義務

本社債を取得することにより、各本社債権者は、関連破綻処理当局により法定損失吸収権限が行使された場合に、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に関連して()社債管理者は本社

債権者からいかなる指示も受ける必要がなく、()社債管理者は管理委託契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合(例えば、法定損失吸収権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合)、発行会社および社債管理者が管理委託契約の改定に合意する場合その合意の範囲内で、管理委託契約に基づく社債管理者の義務は、かかる法定損失吸収権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(g) 按分

関連破綻処理当局による法定損失吸収権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、法定損失吸収権限に基づいて本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(h) 包括的条項

本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、発行会社および本社債権者間のその他のいかなる契約、取り決めまたは合意をも除外するものとする。

(i) 本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」の手續に要する一切の費用(発行会社および社債管理者に生じた費用を含むが、これに限定されない。)は、これを発行会社の負担とする。

(2) 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)は取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)およびフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)(これらは信用格付業者として登録されていない(これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。))に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、本社債について、S&PからBBBの格付を、フィッチからAの格付を取得することを想定している。

なお、発行会社は本書提出日(2018年6月19日)現在、S&PによるAの長期発行体信用格付を、およびフィッチによるA+の長期発行体デフォルト格付を取得している。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督または信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)を有しており、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人(金商業等府令第116条の3第2項に定義される。)である。S&Pおよびフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている()S&Pグローバル・レーティ

ン グ ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社 の ホ ー ム ペ ー ジ
(https://www.standardandpoors.com//ja_JP/web/guest/home) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(https://www.standardandpoors.com//ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および() フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>) の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合に、期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。

ただし、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を命じる判決が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合、上記「本社債の地位」に記載したところに従い、直ちに本社債の支払期限が到来し支払われるものとする。

(4) 支払い

本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は(必要があれば)その旨を事務代理人に通知し、事務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、事務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じた一切の費用は、発行会社の負担とする。

支払いは、いかなる場合も、(i)支払地において適用ある財務またはその他に関する法令に従い(ただし、下記「摘要 - (5)税制上の理由による追加の支払い」の規定に影響を及ぼさないものとする。)、(ii)米国の1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)(以下「内国歳入法」という。)第1471条(b)項に記載された契約に基づき必要である源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条ないし第1474条(もしくはそれらの規則もしくは契約もしくはその公的解釈)、もしくはその実施を促進するための米国と他の法域との間での政府間契約(もしくはかかる政府間契約を実施するための法律)(以下総称して「FATCA」という。)に基づき、別途賦課される源泉徴収または控除の対象となる。

(5) 税制上の理由による追加の支払い

発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および利息の一切の支払いは、フランス共和国または課税の権限を有するフランス共和国域内の当局もしくはフランス共和国の当局により、またはそのために、課されまたは賦課される現在または将来の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる税金の源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない（以下「本源泉徴収」という。）。

本社債に関する利息の支払いにおける本源泉徴収が発生した場合、発行会社は、本源泉徴収が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i)単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者に対してまたは当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者に対して当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、また(ii)本源泉徴収がFATCAに基づき賦課される場合も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われない。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、利息には、本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(6) 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対して公告するものとする。

本社債券の発行に関して生じた一切の費用は、発行会社の負担とする。

(7) 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(8) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって事務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

(9) 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領または回収したいかなる金額も、日本円建てで受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（また

はその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

(10) 相殺権の放棄

本社債権者は、その発生原因を問わず、発行会社が当該本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の直接的または間接的な権利、請求権または債権(疑義を避けるため付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。)について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権(以下に定義する。)を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるため付言すると、本「相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネットティング、補償、留置もしくは反訴の権利を定めることを意図したのではなく、またはかかる権利を認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能である、もしくは利用可能となりうることを定めることを意図したのではなく、またはそのように解釈されてはならない。

本「相殺権の放棄」において、「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債に基づいてまたはこれに関連して、直接または間接を問わず発生する控除、相殺、ネットティング、補償、留置または反訴に関する本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

(11) 日本における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息、本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「発行差益」という。)および本社債の譲渡により生ずる所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息、発行差益および本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得には、原則として日本国の租税は課されない。ただし、日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

(12) フランスにおける課税

以下の記載は、() フランスの税務上、フランスの非居住者であり、() フランス共和国を恒久的施設または固定的拠点として行う事業または職業に関連して本社債を保有しておらず、かつ() 発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連し得る、一定の源泉徴収税の効果についての基礎的概要である。本概要は、現在有効でありかつフランスの税務当局が適用するフランス共和国の税法および規則に基づいており、いずれも今後変更または異なる解釈がなされることがある。本概要は、一般的な情報のみを目的としており、特定の保有者の特殊な状況に照らして関連し得るフランスの税務上のすべての考慮事項に言及するものではない。自身の税務上の状況について疑義のある者は、専門の税務顧問に相談すべきである。

フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に基づき、発行会社による本社債の利息およびその他の収益の支払は、当該支払がフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の意義の範囲に含まれるフランス共和国外の非協力的国家または非協力的地域 (以下「非協力国」という。) においてなされる場合を除き、源泉徴収税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払が非協力国においてなされた場合は、75%の源泉徴収税が適用される (ただし、一定の例外 (その一部は下記に記載する。) および適用ある二重課税条約のより有利な規定に従う。)。75%の源泉徴収税は、本社債の税務上の居住地に関係なく適用される。非協力国の一覧は政府の省令により公開され、随時および少なくとも毎年更新されうる。2018年3月28日にフランス政府により発表された法案が現在の形式で採択された場合、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条に規定される非協力国の一覧に、欧州連合理事会が発表した要注意リストに掲載された国および管轄地域が追加され、その結果、当該要注意リストに掲載された一定の国および管轄地域にもかかる源泉徴収制度が拡大されることになる。

さらに、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238A条に従い、利息およびその他の収益は、それが非協力国において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行者の課税所得から控除することはできない。上記の2018年3月28日にフランス政府により発表された法案が現在の形式で採択された場合、欧州連合理事会が発表した要注意リストに掲載された国および管轄地域にもかかる制度が拡大されることになる。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の収益はフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の収益は、()税法上のフランス非居住者である法人の本社債権者に対しては30% (2020年1月1日以降に開始された事業年度については、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第219-1条に規定される標準法人所得税率と一致するように引き下げられる。)、または() (x) 支払が非協力国においてなされていない場合 (なされている場合の源泉徴収税率は75%に相当する。)、および(y) 一定の例外 (その一部は下記に記載する。) および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う場合は、税法上のフランス非居住者である個人の本社債権者に対しては12.8%の税率で、同法典第119の2条に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、社債の発行の主たる目的および趣旨が非協力国における利息またはその他の収益の支払を許容するものでないことを発行者が証明することができる場合は、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に規定する75%の源泉徴収税、(該当する利息または収益が真正な取引に関連するものであり、異常なまたは過大な金額でない範囲に限り) 利息およびその他の収益の控除対象外、ならびに、かかる控除対象外となった結果課される可能性のある第119の2条に規定する源泉徴収税のいずれも、特定の社債の発行に関して適用されない (以下本項において「本免除」という。)。

また、フランスの租税に関する行政指導指針 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts BOI-INT-DG-20-50-20140211第550号* および *第990号*、*BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211第70号* および *第80号* ならびに *BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320第10号*) の規定に従って、以下のいずれかに該当する場合は、発行者が社債の発行の主たる目的および趣旨を立証する証拠を提出しなくても、社債の発行には本免除が適用される。

- () 社債がフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.411-1条の意義の範囲内における公募により、または非協力国以外の国家における同等の募集に従って募集される場合。ここでいう「同等の募集」とは、外国証券市場当局による、または外国証券市場当局への募集書類の届出または提出を必要とする募集を意味する。

- () 社債が規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場またはシステムは非協力国に所在せず、また、当該市場の運営は市場運営者もしくは投資サービス提供者またはその他類似の外国事業体によりに行われているものとする。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者または事業体は非協力国には所在しないものとする。
- () 社債が、発行時に、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.561-2条の意義の範囲内にある中央振替機関もしくは証券決済・受渡し・支払制度の運営者による運営または1つもしくは複数の類似の外国の振替機関もしくは運営者による運営において承認されている場合。ただし、当該振替機関または運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)	(未定)	(未定)

(2) 【手取金の使途】

本社債の発行による正味手取金は発行会社の貸付、信用供与、投資その他銀行業務にいずれも2018年度中に随時使用される。

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債についてのリスク要因

本社債は全ての投資家に適する投資商品ではない可能性がある。

本社債への投資を検討する者は、各自の状況に照らして、かかる投資の適合性を決定すべきである。特に、本社債への投資を検討する者は、以下の事項が要求される。

- () 本社債、本社債に投資するメリットおよびリスクならびに本書に含まれる情報を有意義に評価する ための十分な知識および経験を有していること。
- () 各自の特定の財務状況において、本社債への投資および本社債が各自の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価するための適切な分析手法を利用することができ、かつ、その知識を有していること。
- () 元本および/または利息の支払通貨が投資を検討する者の通貨と異なる場合に本社債への投資リスクを全て負担できる十分な財源および流動性を有していること。
- () 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- () 各自の投資および各自に適用され得るリスク（本社債への投資額の全部または大部分を失うリスクを含む。）の負担能力に影響を及ぼし得る、経済、金利およびその他の要因について起こり得るシナリオを（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価できること。

本社債は、各自のポートフォリオ全体に対するリスクを理解し、評価し、適切に追加した上で、リスクを軽減するまたは収益を増大させるための手段として、購入される可能性がある。本社債への投資を検討する者は、変化する状況における本社債の動向、その結果として生じる本社債価格への影響、および本投資が本投資を検討する者の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価する専門知識を有していない限り、本社債に投資すべきではない。

法定損失吸収権限

本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、法定損失吸収権限に関し本社債に適用される条項について、本書の上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

破綻処理手法

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、BRRDを採択した。BRRDの明示的な目的は、金融の安定を守り、納税者の損失エクスポージャーを最小限に抑えるために、関連する破綻処理当局に対して、金融危機に先制的に対応するための一般的な手法および権限を与えることである。

BRRDは、2015年8月20日付政令であり2016年12月9日に承認された法律（*Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*）に基づきフランスにおいて実施された。

破綻処理

2015年8月20日付政令に基づき、関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が以下のとおり判断する場合、ある機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・当該機関が破綻のおそれがあるかまたは破綻しそうな場合
- ・その他の行為により適当な期間内に破綻が回避されるとの合理的な見込みがない場合

- ・()極めて重要な機能の継続の確保、()金融システムへの重大な悪影響の回避、()特別な公的財政支援への依存を最小限に抑えることによる公的資金の保護ならびに()顧客、特に預金者の資金および資産の保護という破綻処理の目的を実現するために、清算手続では失敗しそうなため破綻処理措置が必要である場合

機関の破綻とは、継続的な免許の要件を遵守しないか、債務またはその他の負債の支払期限が到来した際に支払うことができないか、特別な公的財政支援が必要である(限られた例外を除く。)か、または負債価額が資産価額を上回ることを意味する。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始後、下記に記載のとおり、当該機関の資本構成の変更または存続可能性の回復を目的とする1つまたは複数の破綻処理手法を使用することができる。破綻処理手法は、株主が最初に損失を負い、次いで、その他Tier1証券およびTier2証券として適格である資本性証券(本社債等)の所有者が、その後、債権者が通常の破産手続における各々の優先順位に従い、損失を負う(ただし、一定の例外がある。)ように実施される。フランス法はまた、一定の破綻処理の手法および措置の実施時における一定の予防手段も定めている。これには、「通常破産手続価値保障(no creditor worse off than under normal insolvency proceedings)原則」が含まれ、かかる原則により、破綻処理中の機関の債権者が負う損失は、当該機関が清算手続により清算される場合に負う損失より大きくなってはならないことが定められている。

執行制限

BRRD第68条はフランスにおいて国内法制化されており、発行会社に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避手段および危機管理手段は、発行会社が支払義務を遵守し続ける限り、それらのみによって発行会社に対する契約上の執行権または発行会社にかかる義務を変更する権利を生じさせることはできないと定めている。2016年11月23日、欧州委員会は、かかる要件の適用を関連破綻処理当局が決定する支払および引渡義務の停止にも広げるために、BRRDを改正する(その後修正されており、さらに改正される可能性がある。)ことを提案(BRRD改正案)した。したがって、発行会社に関する破綻処理手続が開始された場合も、発行会社が支払義務を遵守し続ける限り、有価証券の所有者は、当該有価証券の条件を強制的に執行するか、または変更する権利を有しない。ただし、いずれにしても、当該有価証券に債務不履行事由が規定されていないため、かかる権利は制限される。

資本性証券の元本削減および転換

資本性証券は、破綻処理手続の開始に関連する(およびそれに先立つ)場合または下記に記載される(破綻処理手続以外の)その他の場合のいずれにおいても、元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。当該目的における資本性証券には、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券および本社債等のTier2証券が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する条件が満たされているか、発行機関もしくはそのグループの存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第であるか、または発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援(一定の例外を除く。)を必要とすると判断した場合、資本性証券の元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行わなければならない。資本性証券の元金額もまた、以下の場合に減額または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。かかる場合とは、()発行機関もしくはその属するグループが破綻のおそれがあるかもしくは破綻しそうであり、かかる破綻を回避するために元本削減もしくは転換が必要であるか、()機関の存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第である(かつ、破綻処理手法を含むその他の手法では、適当な期間内に当該発行機関もしくはそのグループの破綻を回避することができる合理的な見込みがない)か、または()機関もしくはそのグループが特別な公的支援

(一定の例外を除く。)を必要とする場合である。発行機関は、上記の方法で破綻が判断される。グループは、客観的証拠(当該グループの自己資本を枯渇させるような重大な損失の発生など)に基づき、グループが連結自己資本比率を満たさないか、または近い将来満たさなくなる場合に、破綻が生じたかまたは生じそうであると見なされる。

上記の条件が1つ以上満たされる場合、普通株式等Tier1証券は、まず、元本削減されるか、債権者に譲渡されるか、または機関が破綻処理を開始して純資産額がプラスになった場合はその他の資本性証券および適格債務の転換により大幅に希薄化される。これが行われると、その他の資本性証券(最初にその他Tier1証券、次に本社債等のTier2証券)は、元本削減または普通株式等Tier1証券もしくはその他の証券への転換(これも元本削減される可能性がある。)のいずれかが行われる。

ペイルイン手法

破綻処理手続の開始後は、関連破綻処理当局に与えられる権限には、「ペイルイン手法」が含まれ、これは、破綻処理中の金融機関の適格債務の元本削減またはこれらの株式への転換を行う権限を意味する。適格債務には、資本性証券として適格でない劣後債務証券、無担保非上位優先債券および無担保上位優先債券が含まれる。ペイルイン手法はまた、資本性証券でありペイルイン手法が適用された時点で未払いのあらゆる債務に対して適用することができる。

関連破綻処理当局が適格債務に関してペイルイン手法を行使する前に、資本性証券は、まず、以下の優先順位で元本削減または株式もしくはその他の証券への転換が行われなければならない。()普通株式等Tier1証券が最初に減額され、()その他の資本性証券(その他Tier1証券)が、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、()Tier2資本性証券(本社債等)が元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。これが行われた後、適格債務に対してもペイルイン手法を用いた元本削減または転換を行うことができる。まず、()資本性証券以外の劣後債務証券が、通常の破産手続における優先順位に従い元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、()その他の適格債務が通常の破産手続における優先順位に従い元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。この点において、発行会社の上位優先債務の前に、無担保非上位優先債券は、元本削減されるか、または株式へ転換される。同順位の証券は、基本的に、比例ベースで元本削減されまたは株式に転換される。

上記の結果、Tier2証券として適格である有価証券について破綻処理手続の開始前に完全な元本削減または転換が行われていないとしても、関連破綻処理当局がかかる破綻処理手続の実施の一環としてペイルイン手法の実施を決定した場合、かかるTier2証券の元金額は、まず、完全な減額または株式への転換が行われなければならない。また、それ以前にTier2証券から転換された普通株式等Tier1証券もまた、ペイルイン手法の適用前に元本削減を行わなければならない。

その他の破綻処理措置

関連破綻処理当局は、ペイルイン手法に加え、破綻のおそれのある機関または一定の条件下においてそのグループに関するその他の破綻処理手法を実施する広範囲の権限が与えられている。かかる権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者またはブリッジ機関への売却、資産の分離、債務証券に関して債務者となる当該機関の変更または代替、債務証券の条件の変更(満期日および/もしくは支払利息の額の変更ならびに/または支払の一時停止の要求を含む。)、上場廃止および金融商品取引の許可の取消し、管理職の解雇または特別取締役(*administrateur spécial*)の任命ならびに新たな株式または自己資本の発行が含まれる(ただしこれらに限定されない。)可能性がある。

関連破綻処理当局は、その権限の行使時に、破綻処理を行うグループまたは機関の状況およびその決定がEU加盟国に与え得る影響を考慮しなければならない。

再建・破綻処理計画

各機関またはグループは、再建計画 (*plan préventif de rétablissement*) を作成し、ACPRおよび欧州中央銀行 (以下ACPRおよび欧州中央銀行の各々を「銀行規制監督局」という。) により精査されなければならない。連結基準により既に監督下にあるグループ内の事業体については、当該義務が課されることはない。その後、関連破綻処理当局は、かかる機関またはグループのために破綻処理計画 (*plan préventif de résolution*) を作成しなければならない。

- a) 再建計画には、機関の財政状態が著しく悪化した場合の対処方法が記載されなければならない。かかる計画は毎年 (または機関の組織もしくは事業に著しい変更が生じた場合は直ちに) 更新されなければならない。銀行規制監督局は、提案された対処方法が当該機関またはグループの存続可能性および財政状態を合理的に維持するかまたは回復させることができそうであるかを判断するためにかかる再建計画を査定し、また、破綻処理が開始された場合に当該計画により破綻処理権限が妨げられるかを検討しなければならない。また必要に応じて、修正を求めるか機関の組織変更を要請することができる。
- b) 関連破綻処理当局が作成した破綻処理計画には、上記の様々な破綻処理権限が、破綻の前に各機関の固有の環境でどのように実施されるかが記載されなければならない。かかる計画はまた、毎年 (または機関の組織もしくは事業に著しい変更が生じた場合は直ちに) 更新されなければならない。

単一破綻処理基金

2016年1月1日現在、単一の破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内の金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めた2014年7月15日付の欧州議会および理事会の規則 (EU) 第806/2014号により、単一破綻処理委員会が破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金 (以下「単一破綻処理基金」という。) の設定が定められる。単一破綻処理基金は、発行会社のような重要な銀行に関してBRRDに従い実施された国内の破綻処理基金に代わるものである。この単一破綻処理基金は、銀行からの出資金が財源である (かかる出資金は、自己資本および付保預金ならびにリスク調整された金額を除く各銀行の負債の額に基づく。)。単一破綻処理基金は、8年間 (2016年から2023年まで) をかけて徐々に形成され、2023年12月31日までに付保預金の少なくとも1%に達するものとする。2017年6月30日現在、単一破綻処理基金は、17.4十億ユーロを保有している。

振替制度における記録等

ペイルイン手法の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン手法の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン手法の行使に基づき直ちに、発行会社および/または社債管理者が振替機関に対して、ペイルイン手法に従い必要な措置 (振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。) をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン手法の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン手法が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、法定損失吸収権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその

他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続きは、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

地域銀行により付与された1988年保証の実際的な効果は、清算前の破綻処理を優先する、欧州破綻処理制度の実施により限定される可能性がある。

フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に従い、クレディ・アグリコル・ネットワーク(主に発行会社、地域銀行および地域信用組合(*Caisses Locales de Crédit Agricole*)およびその他の関連メンバー(主にクレディ・アグリコル・CIB)を含むとフランス法により定義される。)の中央機関として、発行会社は、ネットワークの各メンバー、関連メンバーおよび全体としてのネットワークの流動性および支払能力を保証するためあらゆる必要な方策を実施しなければならない。ネットワークの各メンバー(発行会社を含む。)および各関連メンバーは、かかる金融支援メカニズムの恩恵を得る。さらに、発行会社の資産が清算または解散後に不足してしまう場合、地域銀行は1988年保証(以下に定義する。共同および個別の保証。)を通じて、発行会社の第三者に対する債務をすべて保証する。地域銀行の1988年保証の下での潜在的債務は、その株式資本、準備金および利益剰余金の総額に相当する。これらの相互の支援メカニズムを通じて、クレディ・アグリコル・エス・エーの債権者ならびに他のネットワークおよび関連メンバーの債権者が被るリスクのレベルは同一である。

2015年8月20日付政令であり2016年12月9日に承認された法律(*Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*)に従ってフランス法に国内法制化されている、BRRDおよび2014年7月15日付の単一破綻処理メカニズムは、破綻のおそれのある金融機関に関する破綻処理の枠組みを規定している。破綻処理の枠組みは、フランスの通貨金融法(*Code monétaire et financier*)第L.511-31条に規定され、クレディ・アグリコル・ネットワークおよびその関連メンバーに適用される金融支援メカニズムに影響を与えない。当該金融支援メカニズムは、破綻処理措置が実施される前に実施されることとなる。しかしながら、破綻処理措置が清算前に実施されることになる場合においては、破綻処理の枠組みのクレディ・アグリコル・グループへの適用は、*Caisses régionales de Crédit Agricole Mutuel*(以下「地域銀行」という。)により付与された発行会社の債務に対する保証(以下「1988年保証」という。)の下で支払請求を行うことができる場合を制限する可能性が高い。

本社債は一定の投資家には適さない可能性のある複雑な金融商品である。

本社債は複雑な金融商品であり、一定の投資家には適した投資でない場合がある。本社債への投資を検討する者は、各自の状況を考慮してかかる投資の適合性を決定すべきであり、かつ、本社債に投資した全額が失われる可能性を含む本社債の投資リスクを引き受けるのに十分な財源および流動性を確保すべきである。本社債への投資を検討する者は、(単独で、または、ファイナンシャル・アドバイザーとともに)変化する状況下での本社債の運用状況、かかる運用の結果が本社債の市場価格に与える影響、および本社債への投資を検討する者が保有する投資ポートフォリオ全体に対する今回の投資の影響を評価することのできる知識およびノウハウを有さない限り、本社債に投資すべきではない。

発行会社の選択による本社債の早期償還は、本社債権者により予測される利回りを予測よりも著しく低下させる可能性がある。

社債の要項は、上記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って、発行会社の選択による早期償還を規定している。かかる早期償還の権利は、時に高い利率の期間の社債に行使される。市場の金利が下落した場合、発行会社が早期償還の権利を行使するという、本社債権者に対するリスクは増加する。その結果、償還の際に得られる利回りは、予測よりも低い可能性があり、償還

された本社債の額面価額は、本社債権者により支払われた本社債の購入価格よりも低い可能性がある。その結果、本社債権者により投資された資本の一部は失われる可能性があり、かかる場合、本社債権者は、投資した資本の全額を受領することができなくなる。さらに、早期償還を通じて受領した資金を再投資することを選択する投資家は、償還された本社債よりも低い利回りの証券にのみ、再投資することができる可能性がある。

本社債は税務事由または資本事由が生じた場合に償還される可能性がある。

税務事由または資本事由が生じた場合には、上記「償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って、発行会社は、その選択により、その時点で未償還の早期償還額に未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）をいつでも償還することができる。

早期償還の特徴として、本社債の市場価格を制限する可能性がある。発行会社が本社債を償還することを選択できる期間中、本社債の市場価格は一般的に、本社債が償還されうる価格を大幅に上回ることはない。これは、償還期間前に、本社債が近い将来に償還できる可能性が高い場合、または、市場が本社債は近い将来に償還できる可能性が高いと信じる場合にもあてはまる可能性がある。

発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が本社債の時価を下回る時点、または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点（後者の場合には、本社債権者が償還金を再投資できるのはより利回りの低い有価証券に限られる可能性がある。）で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在する。投資を検討する者は、その時点において実施可能なその他の投資に鑑みて再投資のリスクを検討すべきである。

社債の要項の修正

社債の要項には、社債の要項の修正を含む、本社債権者の利益一般に影響を与える事項を議題とする社債権者集会の招集規定が含まれている。当該規定は、定義された多数決により、関連する社債権者集会に出席せず投票しなかった本社債権者および多数とは逆の側に票を投じた本社債権者を含めて全本社債権者を拘束することを認める。

本社債の条件は、相殺権の放棄を含む。

本社債の条件は、本社債権者が、本社債の損失吸収力に影響を与え得る範囲で、本社債権者が有していたであろう相殺権を放棄することを定めている。結果として、本社債権者はいつでも、本社債権者が発行会社に対して負う債務に対して、本社債に基づく発行会社の債務と相殺する権利を有しない。

法律の変更

社債の要項は、本書の日付現在効力を有する日本法に基づいている（ただし、フランス法に準拠し同法に従い解釈される上記「本社債の地位」を除く。）。本書の日付より後に見込まれ得る判決もしくは日本法（または場合によってはフランス法）の変更または日本法（または場合によってはフランス法）の解釈もしくは公的実務の変更の影響については保証の限りではない。

発行会社は債務証券（本社債と同順位であるかまたは本社債に優先する場合がある。）の追加発行が禁止されていない。

社債の要項は、発行会社が発行することができる本社債に優先する債務証券の金額、または発行会社が発行することができる本社債と同順位である債務証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。発行会社の

財政状態が悪化した場合、本社債権者は、利払の停止ならびに利息および元本の削減を含む、直接かつ重大な悪影響を受ける可能性がある。また、発行会社が清算されるまたは破綻処理手続に服することになった場合、本社債権者は、投資した全額について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は非常に限定的な特約を包含している。

本社債に関する担保提供制限は存在しない。

また、本社債の条件のもとでは、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社がその多額の資産を処分する決定をした場合、本社債の投資家は、本社債の繰上償還を宣言する権利をもたず、かかる資産はもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

最終的に、本社債により、発行会社は、財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力を制限することを義務付けられず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または株主に対する配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他現金の分配を行う発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力は制限されない。かかる行為がなされた場合、発行会社の債務（本社債を含む。）返済能力は潜在的に影響を受ける可能性がある。

本社債の条件は債務不履行事由について規定していない。

いかなる場合も本社債権者が各自の保有する本社債の期限の利益を喪失させることはできない。従って、本社債に係る支払いが期限内に行われなかった場合、各本社債権者は、その時点において本社債につき支払期限が到来している全額に関してのみ請求することができる。

本社債の取引は、将来導入される欧州金融取引税を課される可能性がある。

2013年2月14日に、欧州委員会は、オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴェニア、スロバキアおよびスペイン（以下「参加加盟国」という。）において共通の金融取引税（以下「FTT」という。）に関する指令案（以下「委員会指令案」という。）を公表した。しかしながら、エストニアはその後、参加しないことを表明した。委員会指令案は非常に広範囲にわたっており、現在の枠組みで導入される場合、一定の状況下では本社債の一部の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。委員会指令案は、参加加盟国（エストニアを除く。）に対して、すべての当該取引について、通常、少なくとも0.1%の税率（通常、支払われた対価の額を基準に決定される。）の課税を行うことを要請するものである。ただし、本社債の発行および引受は免除される。FTTの適用および徴収メカニズムは未だ明らかになっていないが、委員会指令案または類似の税が導入される場合、本社債の取引コストは増加し、本社債に関する市場の流動性は低下する可能性がある。

委員会指令案に基づき、FTTは、一定の状況下において参加加盟国（エストニアを除く。）内外の者に対して適用される可能性がある。通常FTTは、少なくとも一つの当事者が金融機関であり、かつ少なくとも一つの当事者がある参加加盟国で設立されている場合に、本社債の一部の取引に適用される可能性がある。金融機関は、(a)ある参加加盟国で設立されている者と取引する場合、または(b)当該取引に従う金融商品がある参加加盟国で発行されている場合を含む、広範囲にわたる状況下において、ある参加加盟国で「設立されている」可能性がある、またはそのようにみなされる可能性がある。

委員会指令案については、今後も参加加盟国（エストニアを除く。）の間で交渉が行われ、かかる税金の範囲は不透明である。したがって、実施に移される前に変更が加えられる可能性があるが、かかる時期は不

明である。別のEU加盟国が新たに参加を決定する可能性もあり、かつ/または一部の参加加盟国が（既に脱退したエストニアに加えて）脱退を決定する可能性もある。

本社債権者になるうとする者は、本社債の引受け、購入および処分に関連するFTTの影響について、各自の専門家の助言を求めるとをお勧めする。

本社債権者が受け取る本社債の実際の利回りは、取引コストの発生により、定められた利回りを下回る可能性がある。

本社債の売買の際、本社債の現在価格のほかに、諸費用（取引に係る費用および手数料を含む。）が発生する。かかる諸費用により、本社債の潜在的利益が大幅に削減するか、または帳消しにされる可能性さえある。例えば、金融機関は、通例、各金融機関の手数料として、固定最低手数料または注文価額に応じて比例按分した手数料のいずれかを顧客に請求するが、注文の執行において日本国内または外国の追加的当事者（外国市場における日本国内のディーラーまたはブローカーを含むが、これらに限定されない。）が含まれる場合にはその限りにおいて、本社債権者は、かかる当事者の仲介料、手数料ならびにその他料金および費用（第三者費用）についても請求される可能性があることを考慮しなければならない。

有価証券の購入に直接関係するかかる費用（直接費用）のほかに、本社債権者は、フォローアップ費用（保管料等）も考慮しなければならない。投資家は、本社債への投資を行う前に、本社債の購入、保管または売却に関連して発生する追加費用を自ら確認しなければならない。

発行会社の倒産により本社債の運用益が限定されるか、または遅れる可能性がある。

発行会社が倒産し、および/または、特別受任者 (*mandat ad hoc*) の選任手続、調停手続 (*procédure de conciliation*)、保全手続 (*procédure de sauvegarde*)、金融迅速保全手続 (*procédure de sauvegarde financière accélérée*)、迅速保全手続 (*procédure de sauvegarde accélérée*)、裁判所主導再建手続 (*redressement judiciaire*) もしくは清算手続 (*liquidation judiciaire*) に服する場合には、投資運用益が限定されるか、または、遅れる可能性がある。

清算手続または解散手続においてクレディ・アグリコル・エス・エーの資産が不足する場合、1988年保証を求めることができるが、その他の倒産手続ではかかる保証を求められない。1988年保証に関するさらなる詳細については、上記「地域銀行により付与された1988年保証の実際的な効果は、清算前の破綻処理を優先する、欧州破綻処理制度の実施により限定される可能性がある。」のサブセクションを参照のこと。

フランスの倒産法の適用が、発行会社の本社債に係る支払能力に影響を与える可能性がある。フランスの倒産法において、発行会社に関して、保全手続、金融迅速保全手続、裁判所主導再建手続、または迅速保全手続がフランス共和国で開始された場合には、共通の利益を保護するために、債券の所持人は、自動的に単一の証券所持人集会（以下「証券所持人集会」という。）にグループ分けされる。

債券発行プログラム（メディアム・ターム・ノート・プログラム等）に基づくか否か、ならびに証券の支払順位および準拠法の如何を問わず、証券所持人集会は、発行会社により発行された本社債を含むすべての債券の所持人から構成される。

証券所持人集会は、発行会社に適用される保全手続計画案、迅速保全手続計画案、金融迅速保全手続計画案、または裁判所主導再建計画案について審議し、さらに以下について合意することができる。

- 期限が到来する支払いの一部または全部のリスケジュール、および/または、債券の消却、および/または、債券の株式への転換（本社債に基づいて支払義務のある金額に関するものを含む。）、および/または、

- 状況において適切な場合には、債券の所持人（本社債権者を含む。）の間における不平等な待遇の設定。

証券所持人集会における決定は、3分の2以上の多数決によって行われる（かかる証券所持人集会に出席した所持人が保有する債券の金額、または代理人としてかかる証券所持人集会で投票した所持人が保有する債券の金額の割合で算出される）。証券所持人集会を開催するための定足数は必要としない。

管財人（*administrateur judiciaire*）は、投票もしくはノートの所持人によって締結された劣後契約の存在、または証券所持人集会におけるかかる所持人の議決権を減らすために、第三者が所持人の請求権に対して全額もしくは一部の支払いを行うことを規定する取決めの存在について考慮に入れることができる。管財人は、かかる議決権の算出方法を開示する必要があり、関係する所持人は管轄商事裁判所裁判長の前で、かかる算出に異議を唱えることができる。

これらの規定は、本社債に関連してヘッジ契約を締結した本社債権者に適用される。

本社債は、銀行の再建および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。

2015年8月20日付政令であり2016年12月9日に承認された法律（*Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*）に従ってフランス法に国内法制化されている、BRRDおよび単一破綻処理メカニズムは、破綻処理当局に対して、破綻のおそれがあるかもしくは破綻しそうである（かつその他の手法では、適当な期間内にその破綻を回避する合理的な見込みがない）発行機関もしくはその属するグループが、存続できなくなるか、または特別な公的支援（一定の例外を除く。）を必要とする場合、資本性証券（普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券および本社債等のTier2証券を含む。）の元本削減、または当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換を行う権限を与えている。BRRDは、破綻処理手続が開始される前に、または元本削減もしくは転換が発行会社の存続のために必要である場合、資本性証券は元本削減または転換が行われなければならないと定めている。

さらに、発行機関に関して、破綻処理手続が開始された後、破綻処理当局に与えられた権限は、破綻手続中の金融機関の資本性証券（本社債等のTier2証券を含む。）および適格債務（資本性証券として適格でない劣後債務証券および無担保シニア債を含む。）のペイルインを行う（すなわち、元本削減を行うか、それらを株式またはその他の証券に転換する）権限を含む。

元本削減または転換の権限およびペイルイン権限の要求が、本社債の全部または一部の元本削減または株式（もしくはその他の証券）への転換をもたらす可能性がある。さらに、発行会社の財政状態またはクレディ・アグリコル・グループの財政状態が悪化した場合又は悪化が認められる場合、これらの権限の存在により、かかる権限が存在しない場合よりも、本社債の市場価格がより急速に下落する可能性がある。元本削減または転換の権限およびペイルイン権限を含む破綻処理手法が全て評価および利用された後、最後の手段としての場合を除き、公的な財政支援を得られない可能性がある。

これらの権限に加えて、BRRDは、破綻処理当局に対して、その他の破綻処理手法を実施する広範囲の権限を与えている。かかる権限にはとりわけ、金融機関の事業の売却、資産の分離、債務証券に関して債務者となる当該金融機関の変更または代替、債務証券の条件の変更（満期日および／もしくは支払利息の額の変更ならびに／または支払の一時停止の要求を含む。）ならびに上場廃止および金融商品取引の許可の取消しが含まれる可能性がある。

上記「法定損失吸収権限」のサブセクションを参照のこと。

発行会社は、フランス法により追加額の支払いが禁止されている場合、本社債の償還を行う義務はない。

社債の要項に基づくグロスアップ義務を含む当該義務が一般的に、フランス法に基づき強制執行が可能であるか否かは不透明である。上記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額を支払う義務を含む、本社債に基づく支払義務が、フランス法に基づき違法または強制執行不能である場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。従って、グロスアップ事由の発生時に発行会社が本社債を償還しない場合、本社債権者は、本社債のもとで支払われるべき全額を下回る金額を受け取ることになり、かつ本社債の市場価格に悪影響が生じる可能性がある。

金利リスク

本社債等の固定金利型社債への投資は、その後の市場の金利の変動が本社債の金額に悪影響を与える可能性のあるリスクを伴う。

債券（本社債を含む。）の取引市場は変動が激しく、多くの事象により悪影響を受ける可能性がある。

銀行が発行する債券（本社債を含む。）市場は、経済状況および市況、ならびに程度の差はあるが、その他の西洋諸国や工業国の金利、為替レートおよびインフレ率に影響される。フランス共和国、欧州、米国またはそれ以外での事象が、市場の変動を引き起こさない、かかる変動が本社債の価格に悪影響を及ぼさない、または経済状況および市況がその他の悪影響は及ぼさないという保証はない。

投資対象の法的適格性の考慮により、一定の投資家の投資は制限される可能性がある。

一定の投資家の投資活動は、投資適格対象法令、または特定の当局による調査もしくは規制の対象となる。投資を検討する者は、自身の法律の専門家と相談し、()各自にとって本社債が法的に投資適格であるかおよびその程度、()本社債を各種借入の担保に使用できるかおよびその程度、ならびに()本社債の購入または担保設定に適用されるその他の制限があるかまたはその程度、について決定すべきである。金融機関は、自身の法律の専門家または適切な規制当局と相談し、適用あるリスクベースの資本規則および類似の規則に基づく本社債の適切な取扱いを決定すべきである。発行会社、ディーラー、代理人またはそれらの関連会社は、本社債の投資を検討する者による本社債の取得の合法性（その設立準拠地または(異なる場合は)それが事業を行う法域の法律に基づくものかを問わない。）、またはかかる投資を検討する者による適用ある法律、規制または規制方針の遵守に関して、責任を有さず、または引き受けない。

発行会社の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。

1社または複数の独立信用格付機関が本社債について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価である。このため発行会社の信用格付の引下げの実施または見込みは、本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。

信用格付は、ストラクチャー、市場、上述の追加的要因および本社債の金額に影響を与え得るその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、有価証券の購入、売却または保有の推奨ではなく、格付は格付機関により随時変更され取下げされ得る。また信用格付機関は、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を有する証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる。）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または取下げされた場合には、本社債の取引価格に対してマイナスの影響を与える可能性がある。

本社債に係る従前の市場の制限

現在、本社債には限られた既存の市場しか存在せず、また、今後、本社債の市場が発展する、または、本社債権者が流通市場で本社債を売却できるという保証はない。いずれの者も本社債についてマーケットメイクを行う義務はない。

さらに、上記「償還の方法 - (4) 買入れおよび消却」に従って、発行会社は本社債を随時買入れることができる（規制上の承認を得ることを条件とする。）が、かかる買入れを義務付けられていない。発行会社による本社債の買入れは、本社債の流通市場の流動性に影響を与える可能性があり、そのため、投資家が流通市場でかかる本社債を売却することのできる価格および条件にも影響を与える可能性がある。

本社債は劣後債務であり、一定の債務に劣後すること。

上記「本社債の地位」に詳述するように、発行会社の本社債に基づく債務は無担保であり、かつ、劣後性があり、発行会社の非劣後債務（預金者に対する債務を含む。）および本社債に優先する、または優先するとされている劣後債務（上位優先債および非上位優先債を含む。）の債権者への支払いに劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社その他の理由により清算された場合には、本社債権者の支払を受ける権利は、非劣後債権者（預金者を含む。）および本社債に優先する請求権を有する他の債権者への全額の支払いに劣後する。発行会社が清算された場合の非劣後債権者の請求権および/または本社債権者の請求権に優先する劣後請求権の支払いが完了しない場合には、本社債に関連する発行会社の債務は消滅する。

本社債は、劣後性のない同等の証券より高い利息を支払うことができるが、発行会社が支払不能となった場合には、本社債等の劣後証券の投資家は投資の全部または一部を失うという重大なリスクが存在する。

また、本社債は、破綻処理手続が開始される前に、元本削減またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われる可能性がある。また、本社債は上位優先債務（以下に定義する。）および非上位優先債務（以下に定義する。）に劣後するため、関連破綻処理当局のペイルイン権限に従い、本社債は発行会社の上位優先債務または非上位優先債務の元本削減または転換が行われるのに先立ってその全額が元本削減または転換される。上記「本社債は、銀行の再建および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。」を参照のこと。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-4°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-4°項の施行より前（すなわち、2016年12月11日より前）に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称、ならびに主幹事会社の名称が記載される。なお、社債の名称は、以下のものを使用する予定である。

「クレディ・アグリコル・エス・エー第6回円貨社債（劣後特約付）（2018）」

下記の文言が発行登録目論見書の表紙裏に記載される。

「本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対してもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

発行会社により発行される予定の本社債は、発行会社の劣後債務です。また、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間で優先されることなく同順位であり、
- (b) (i)発行会社のTier2資本を構成する発行会社の債務または資本性証券ならびに(ii)現在および将来における、本社債と同順位であるかまたは同順位とされている、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後のあらゆる他の債務と同順位であり、
- (c) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits "super subordonnés"またはengagements subordonnés de dernier rang*) に優先し、かつ
- (d) 本社債と同順位であるかもしくは同順位とされている、または本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている現在または将来における発行会社の債務を除く、すべての現在および将来における発行会社の無担保かつ非劣後債務（預金者に対する債務を含む）および劣後債務に劣後します。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所によって言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

- (a) 本社債と同順位であるかもしくは同順位とされている、または本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている現在または将来における発行会社の債務を除き、すべての現在および将来における発行会社の無担保かつ非劣後債務（預金者に対する債務を含む。）および劣後債務に関する債権者に対する全支払いに劣後し、
- (b) かかる支払いが全額行われたことを条件に、発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits "super subordonnés"またはengagements subordonnés de dernier rang*) に優先します。

本社債と同順位であるかもしくは同順位とされている、または本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている現在または将来における発行会社の債務を除く、すべての現在および将来における発行会社の無担保かつ非劣後債務（預金者に対する債務を含む。）および、発行会社の劣後債務に対する支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は消滅します。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債についてのリスク要因」をご参照ください。」

さらに、下記の文言が発行登録目論見書の表紙裏の直後のページ以降に記載される。

「本社債への投資にあたっての留意事項

(1) 本社債の主要なリスク要因の概略

本社債の主要なリスク要因の概略は、以下の通りです。以下に要約されるリスク要因は本社債に関するすべてのリスクを完全に網羅するものではありません。以下に記載されるリスク要因は、本書に含まれるその他の情報、特に「募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債についてのリスク要因」とあわせてお読み下さい。

本社債は複雑な金融商品であり、全ての投資家に適する投資商品ではない可能性があります

本社債は複雑な金融商品であり、一定の投資家には適した投資でない場合があります。本社債への投資を検討する者は、各自の状況を考慮してかかる投資の適合性を決定すべきであり、本社債に投資した全額が失われる可能性を含む本社債の投資リスクを引き受けるのに十分な財源および流動性を確保すべきです。

特に、本社債への投資を検討する者は、以下の事項が要求されます。

() 本社債、本社債に投資するメリットおよびリスクならびに本書に含まれる情報を有意義に評価するための十分な知識および経験を有していること。

() 各自の特定の財務状況において、本社債への投資および本社債が各自の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価するための適切な分析手法を利用することができ、かつ、その知識を有していること。

() 元本および/または利息の支払通貨が投資を検討する者の通貨と異なる場合に本社債への投資リスクを全て負担できる十分な財源および流動性を有していること。

() 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。

() 各自の投資および各自に適用され得るリスク(本社債への投資額の全部または大部分を失うリスクを含む。)の負担能力に影響を及ぼし得る、経済、金利およびその他の要因について起こり得るシナリオを(単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに)評価できること。

本社債は、各自のポートフォリオ全体に対するリスクを理解し、評価し、適切に追加した上で、リスクを軽減するまたは収益を増大させるための手段として、購入される可能性があります。本社債への投資を検討する者は、変化する状況における本社債の動向、その結果として生じる本社債価格への影響、および本投資が本投資を検討する者の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を(単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに)評価する専門知識を有していない限り、本社債に投資すべきではありません。

詳細は、本書「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債は全ての投資家に適する投資商品ではない可能性がある。」および「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債は一定の投資家には適さない可能性のある複雑な金融商品である。」をご参照下さい。

本社債は劣後債務であり、一定の債務に劣後します

発行会社の本社債に基づく債務は無担保であり、かつ、劣後性があり、発行会社の非劣後債務(預金者に対する債務を含む。)および本社債に優先する、または優先するとされている劣後債務(上位優先債および非上位優先債を含む。)の債権者への支払いに劣後します。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合には、本社債権者の支払を受ける権利は、非劣後債権者（預金者を含む。）および本社債に優先する請求権を有する他の債権者への全額の支払いに劣後します。発行会社が清算された場合の非劣後債権者の請求権および/または本社債権者の請求権に優先する劣後請求権の支払いが完了しない場合には、本社債に関連する発行会社の債務は消滅することとなります。

また、本社債は、破綻処理手続が開始される前に、元本削減またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われる可能性があります。また、本社債は上位優先債務および非上位優先債務に劣後するため、関連破綻処理当局のペイルイン権限に従い、本社債は発行会社の上位優先債務または非上位優先債務の元本削減または転換が行われるのに先立ってその全額が元本削減または転換されます。

詳細は、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 本社債の地位」、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 摘要 - (1) 法定の減額または転換」、「募集又は売出しに関する特別記載事項 法定損失吸収権限」、「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債は、銀行の再建および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。」および「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債は劣後債務であり、一定の債務に劣後すること。」をご参照下さい。

発行会社は債務証券（本社債と同順位であるかまたは本社債に優先する場合があります。）の追加発行が禁止されていません

発行会社が発行することができる本社債に優先する債務証券の金額、または発行会社が発行することができる本社債と同順位である債務証券の金額について制限は設けられていません。かかる債務証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性があります。発行会社の財政状態が悪化した場合、本社債権者は、利払の停止ならびに利息および元本の削減を含む、直接かつ重大な悪影響を受ける可能性があります。また、発行会社が清算されるまたは破綻処理手続に服することになった場合、本社債権者は、投資した全額について損失を被る可能性があります。

本社債は、銀行の再建および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性があります

資本性証券として、銀行の再建および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、破綻処理手続の開始に関連する（およびそれに先立つ）場合または（破綻処理手続以外の）その他の場合のいずれにおいても、本社債の全部または一部が元本削減、または株式もしくはその他の証券へ転換される可能性があります。

詳細は、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 摘要 - (1) 法定の減額または転換」、「募集又は売出しに関する特別記載事項 法定損失吸収権限」および「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債は、銀行の再建および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。」をご参照下さい。

税務事由または資本事由による早期償還及び再投資リスク

税務事由（本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に記載される事由を示します。）または資本事由（本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 償還の方法 - (3) 資本事由が発

生じた場合の償還」に記載される事由を示します。)が生じた場合には、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債(短期社債を除く。)の募集 償還の方法 - (5) 満期日前の償還、買入れおよび消却に対する追加条件」の規定に従って、発行会社は、その選択により、その時点で未償還の早期償還額に未払いの経過利息(もしあれば)を付して本社債の全部(一部は不可)をいつでも償還することができます。

早期償還の特徴として、本社債の市場価格を制限する可能性があります。発行会社が本社債を償還することを選択できる期間中、本社債の市場価格は一般的に、本社債が償還されうる価格を大幅に上回ることはありません。償還金が本社債の時価を下回る時点、または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在します。後者の場合には、本社債権者が償還金を再投資できるのはより利回りの低い有価証券に限られる可能性があります。投資を検討する者は、その時点において実施可能なその他の投資に鑑みて再投資のリスクを検討すべきです。

詳細は、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債(短期社債を除く。)の募集 償還の方法」および「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債は税務事由または資本事由が生じた場合に償還される可能性がある。」をご参照下さい。

本社債の条件は債務不履行事由について規定していません

本社債はいかなる場合も本社債権者が各自の保有する本社債の期限の利益を喪失させることはできません。従って、支払期日に本社債の支払いが行われない場合、各本社債権者は、その時点において本社債につき支払期日が到来している全額に関してのみ請求を行うことができます。

詳細は、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債(短期社債を除く。)の募集 摘要 - (3) 債務不履行事由の不存在」をご参照下さい。

本社債の条件は、相殺権の放棄を含みます

本社債の条件は、本社債権者が、本社債の損失吸収力に影響を与え得る範囲で、本社債権者が有していたであろう相殺権を放棄することを定めています。結果として、本社債権者はいつでも、本社債権者が発行会社に対して負う債務に対して、本社債に基づく発行会社の債務と相殺する権利を有しません。

詳細は、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債(短期社債を除く。)の募集 本社債の地位」および「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債(短期社債を除く。)の募集 摘要 - (10) 相殺権の放棄」をご参照下さい。

債券の市場価格

債券市場は、経済状況および市況、西洋諸国や工業国の金利、為替レートおよびインフレ率に影響され、市場の変動が本社債の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

詳細は、本書「募集又は売出しに関する特別記載事項 債券(本社債を含む)の取引市場は変動が激しく、多くの事象により悪影響を受ける可能性がある。」をご参照下さい。

信用格付

発行会社の信用格付の引下げの実施または見込みは、本社債の市場価格に影響を与える可能性があります。

信用格付は、ストラクチャー、市場、本書に記載された追加的要因および本社債の金額に影響を与える他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性があります。

詳細は、本書「募集又は売出しに関する特別記載事項 発行会社の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。」をご参照下さい。

本社債の流動性に関するリスク

現在、本社債には限られた既存の市場しか存在せず、また、今後、本社債の市場が発展する、または、本社債権者が流通市場で本社債を売却できるという保証はありません。また、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 償還の方法 - (4) 買入れおよび消却」に従って行われる発行会社による本社債の買入れは、本社債の流通市場の流動性に影響を与える可能性があります、そのため、投資家が流通市場でかかる本社債を売却することのできる価格および条件にも影響を与える可能性があります。

詳細は、本書「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債に係る従前の市場の制限」をご参照下さい。

(2) その他の留意事項

本社債の税務上の取扱い

本社債の発行日後に、本社債に適用される税務に関する新たな解釈またはこれに関する法令の改正が行われた場合、本社債の発行時に予定していた経済効果が得られないことがあります。

詳細は、本書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 摘要 - (5) 税務上の理由による追加の支払い」、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 摘要 - (11) 日本における課税」、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 社債（短期社債を除く。）の募集 摘要 - (12) フランスにおける課税」および「募集又は売出しに関する特別記載事項 本社債の取引は、将来導入される欧州金融取引税を課される可能性がある。」をご参照下さい。」

<上記の社債以外の社債に関する情報>

第二部 【参照情報】

「第二部 参照情報」の記載を以下のとおり訂正します。

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第2 【参照書類の補完情報】

< 訂正前 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本訂正発行登録書提出日（平成30年5月29日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本訂正発行登録書提出日（平成30年5月29日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではない。

< 訂正後 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本訂正発行登録書提出日（平成30年6月19日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本訂正発行登録書提出日（平成30年6月19日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではない。